

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第89号 平成20(2008)年1月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

新年のご挨拶

会長 竹内 強

新年明けましておめでとうございます。

今年、干支では戊子（つちのえのね）となります。干支とは、十干と十二支をあわせて六十通りの組み合わせで年を表す方法をいいます。一巡するとこれを還暦と言ってお祝いをします。

私たちは、幼い頃から十二支については親しんできました。だから、あなたは「なに年生まれですか？」と尋ねられると、即座に「子年生まれです」と答えることができます。

しかし、十干については知っている人は少ないようです。私もその内の一人です。「えと」という言葉は十二支の事と思っていました。ところが、十干から出た言葉なのです。

十干は、もともと中国「周」の時代にできた陰陽五行説を基にして生まれたもので、万物は「木、火、土、金、水」の五つの要素からできているとし、これを二つに分け、「え（兄）、と（弟）」として割り当てたものなのです。それを「甲（木の兄）、乙（木の弟）、丙（火の兄）、…、戊（土の兄）、…、癸（水の弟）」と読んでいます。しかし、中国や朝鮮半島では、陰陽を「兄弟」とする表現はないようです。これは干支を日本人が独自にアレンジしたと思われるのです。

そこで思い出すのは『隋書』倭国伝の中にでてくる日出ずる処の天子、多利思北孤の政治形態です。「倭王は天以て兄と爲し、日を以て弟と爲す。天未だ明けざる時、出でて政を聴き、跣踏して坐し、日出ずれば便ち理務を停め、云う『我が弟に委ねん』と」

『日本書紀』に暦の記事が最初に現れるのは、「欽明14（553）年6月条」に「百済に対して暦博士らの交代と暦本等を求める。」とある記事です。ところが、大和王朝では、先ほど述べた『隋書』倭国伝のような「兄弟」についての概念は生まれていない。『日本書紀』にもそれらしき記事は存在しません。

しかし、九州年号には「兄弟」という九州年号が存在します。「兄弟」という概念には特別な意味があったのだと思います。このように考えていくと九州王朝では、通常、年を表すのに干支を用いた。木簡に九州年号が出てこないのは、こんなところに原因があったのではないのでしょうか。

正月からこんなことを考えています。今年もみなさんが健康で、古田史学がもっと多くの人たちに理解してもらえるよう願っております。

そして、何よりも古田先生が健康で、われわれが驚くような理論展開をしてくださることを期待して、新年の挨拶とします。

前号に引き続いて掲載します。

前号の掲載

- 1 はじめに
- 2 『失われた九州王朝』における古田武彦先生の考え
- 3 「磐井の乱」に関する古田武彦先生の最近の考え

磐井の乱はなかった？ (2)

— 林俊彦氏のご冥福を祈って —
名古屋市 石田敬一

4 林俊彦氏の考え

まず最初に、ことわっておきたいのですが、林俊彦氏は、日本書紀の字句を一つ一つ調べて忠実に読もうと努力されていたということです。その読んだ結果は、他の理屈をつけなくても、ちゃんと理解できるということを訴えたかったのだと思います。

この原点に立って、理論展開されたところが、すばらしいと思います。

それでは、林俊彦氏の「わたしひとりの『磐井の乱』2 — 磐井死すとも史実は死せず」の文章をそのまま利用して、再びその考えを整理したいと思います。

- ① 倭国＝九州王朝は南朝から離れ自立の道を突き進みます。しかしその道が平坦なものではありません。途上に立ちはだかったのが、磐井です。このように私は推測します。
- ② 『隋書』には「魏より齊・梁代に至り、中国と相通ず」とあります。隋は北朝系ですが、倭国と南朝との交流は史実としてきちんと認めています。やはり陳とは完全に断行しているとするべきでしょう。独自の年号、九州年号の制定も、だからこそ納得できるというものです。倭国自立の道標です。
- ③ 『日本書紀』の天孫降臨の段、一書で、天鈿女命はその功からから猿女君のカバネを賜います。これが姓氏の始めとされます。
- ④ キミを名乗るこれらの人々はしかし古式ゆかしい呼称ではありますが、高貴な血筋を誇る一族と

いう漠然とした印象があるだけで、—中略— 大きな政治的権力を持つという証拠はありません。カバネはより上位者から賜るものです。「君」のカバネを負う限り、少なくとも倭国の代表者ではありえません。

- ⑤ チクシの地名は最初小さな地域を指すものでした。それが歴史的経過の中でより広域を指す名へと変化していきました。

その出自を誇りとする氏族が自らの名に筑紫を冠したと思います。

- ⑥ どうも古田先生がこの「マヘツキミ」を九州一円統一王＝「前つ君」と断じたために奇妙な語感が古田史学内を席卷してしまったようです。

「キミ」は倭国の王者を指す語以外にありえないと。—中略— 古田先生が九州王朝の天子の名を「前つキミ」と断定してしまうのも根拠薄弱です。

- ⑦ 「筑紫君」にそれほど九州王朝の象徴としての意味があるならば、大和王朝はもっと懸命に隠そうとするでしょう。

「評」制を徹底して「郡」に書き換えたように。

- ⑧ 『日本書紀』は磐井に「筑紫国造」の称号を与えています。とりあえず認めてかまわないと思います。

ただし、八世紀以降の律令制時代の「国造」とは違う概念、違う実態のものだと思います。あるいは出雲王朝にも遡る称号かもしれません。

とにかく九州王朝内の現実の政治的地位は「筑紫国造」であった。単なる地方豪族と見なされていた。それが史実です。

- ⑨ しかしヒの国もトヨの国も魏志倭人伝には登場しません。『隋書』倭国伝にも登場しません。—中略— まだ、磐井の時代には発展途上の地名と思われれます。それでも九州の北半に大勢力を張りながら九州王朝の権力機構に素直に組み込まれていない実力者と思われれます。

- ⑩ (「外邀海路誘致高麗」の)「邀」はなぜか岩波古典文学大系本も古田先生も「(海路を)たへて」と読んでいますが、そんな意味は辞書にありません。

「むかえる。待ち受ける。もとめる」です。

磐井は海の向こうから高麗・百濟・新羅・任那等にこっちへもおいでと呼びかけたわけです。

磐井には有明海がありました。九州王朝から離れ自立をはかったと思われれます。

- ⑪ お前と俺は友達だ、同格だと宣言するのです。
近江毛野臣も何者でしょう？

その軍勢からして関東の大王と考えられます。
磐井は近江毛野臣にお前も独立したらどうだと呼びかけたのです。

(石田注. ここで林俊彦氏がいう関東は東夷の意味です)

- ⑫ 「長門以東朕制之、筑紫以西汝制之」の「制」が占領地の分捕りを意味しますか(するのでしょうか)?……

九州王朝の中心地で一大政変が起きたのです。「社稷の存亡、是に在り」です。

九州王朝の天皇Xが領地の政治的動揺を「制」することを考えるのは当然です。また「密談」などは書いてありません。

- ⑬ 『日本書紀』に書かれた「磐井の乱」は決して近畿天皇家によるでっち上げ記事ではありません。九州王朝の一時期の姿を的確に捕らえた貴重な記録です。

磐井を九州王朝の代表者と決めつけるから次から次へと矛盾点が見えてしまうだけです。

- ⑭ まことにリアルで詳細な描写です。そして岩戸山古墳の現地を観察して書かれたものに間違いのないでしょう。

もう一つ、この文が書かれた時には、石人石馬は無傷のはずです。もちろん墳墓の本体も 一中略一 葛子はちゃんと直したのです。

筑後国風土記が成立した時、石人石馬は無傷だった。風土記自身がそれを証言している。

これが私の新しい発見です。葛子が九州王朝の家臣に戻ったので墳墓の再建を認められたのでしょう。

- ⑮ 石人石馬の現状は継体の軍の破壊活動の結果ではない。古田先生のいう唐の軍隊の破壊活動の結果でもない。

千数百年の歴史的経過の中でいつしか現在の状態に変化していった。私はそう判断します。

- ⑯ 八世紀以降の律令制では国司の裁判権が大きく制限されています。一中略一 同じようなことがあったのではないのでしょうか。

磐井は衆夷の代表として自分たち自身に裁判権を取り戻した。そのモニュメントとしてこの別区を築いた、と私には思われます。

- ⑰ 磐井は九州王朝から自立をめざした「衆夷六十

六国」の指導者だった。その反乱だった。王朝解体の危機だった。九州王朝はこれを倒し国内の基礎をいっそう固めた。

すべての史料はこれの貴重な記録である。

私は、” 磐井の乱は九州王朝内の反乱であった” という林俊彦氏の考えに同感です。

私はさらにイメージを膨らませながら、次のように鳥瞰しました。

倭の五王は、中国の称号が欲しくてたまらなかった。それはとりもなおさず中国の体制に組み込まれながら、その影響を背景に倭国をとりまとめていくのに必要なことだった。

倭国の王者の地位は、まだまだ安定したものではなかったのです。

しかし、磐井の乱を凌ぎ、国内をまとめたことにより、九州王朝は確固たる王朝となった。

自信を持った九州王朝は、中国の体制が変わったのを機に中国の柵封から独立し、自らの年号を持つまでになった。

そして、タリシホコの時には、仏教を軸に、とうとう天子と称するほど確固とした王朝になった。

しかし、それが中国との決別を決定的なものとし、王朝滅亡への道を歩むことになっていくのです。

5 林俊彦氏が明確にしなかった内容

もし、磐井がナンバーワンではないとしたら、果たして、王者は誰なのでしょう。

残念ながら、これに対して、林俊彦氏は、明確な答えを示されませんでした。

林俊彦氏は、記述された文を素直に読めと主張されていました。

私は、筑後國風土記の磐井についての記述は、現地状況とよくマッチしていることから、その記述は信頼できると思います。

筑後の国の風土記に曰はく、上^{かみつやめ}妻の県。県の南二里に筑紫君磐井の墓墳あり。高さ七丈、周り六十丈なり。墓田は、南と北と各六十丈、東と西と各四十丈なり。石人と石盾と各六十枚、交陣なり行を成して四面に周匝れり。東北の角に当りて一つの別区あ

り。号けて衛頭と曰ふ。衛頭は政所なり。其の中に一の石人あり、縦容に地に立てり。号けて解部と曰ふ。前に一人あり、裸形にして地に伏せり。号けて倭人と曰ふ。生けりしとき、猪を偷みき。仍りて罪を決められむとす。側に石猪四頭あり。臍物と号く。臍物は盗みし物なり。彼の処に亦石馬三疋・石殿三間・石蔵二間あり。… 生平けりし時、預め此の墓を造りき。

古老傳えて云う。雄大迹天皇の世に當り、筑紫君磐井、豪強暴虐にして、皇風に偃ず、生平の時、預め此の墓を造る。俄にして官軍動發し、襲んと欲する間、勢勝たざるを知り、獨り自から豊前國上膳縣かみつみけに遁れ、南山峻嶺さかしきくまの曲に終る。・・

(『积日本紀』所引筑後國風土記)

ここに示した筑後國風土記の前半部の石人石馬の記述は、現地状況とよくマッチしています。とすれば後半部もおおよそ信頼がおけるのではないのでしょうか。そして、その風土記の中で雄大迹天皇の世に当たりと書かれています。

この筑後國風土記をできる限り先入観を持たず、文字を読めば、当時の九州王者は、雄大迹天皇です。

区分	名称	推定生年	推定没年
継体	古事記	乎富等王、 袁本杼命	485年 527年(丁未) 4月9日
	日本書紀	男大迹王、 彦太尊	450年 (允恭天皇39年) 531年(辛亥) 2月7日 或本534年
	上宮記逸文	乎富等大 公王	—
九州王朝王者	百濟本記	日本天皇	— 531年3月
	筑後國風土記	雄大迹天皇	—

そして、百濟本記でいう日本の天皇といった場合に当てはまるのは筑後國風土記の雄大迹天皇です。古事記の言う乎富等王、袁本杼命や、

上宮記逸文の乎富等大公王と名称は似通っているものの没年が異なります。同一人物とは考えられません。

磐井の乱が、九州王朝の内乱とすれば、雄大迹天皇と呼ばれる者が九州王朝の王者です。それが必然の結果であると思います。

私は雄大迹天皇は九州の王者、そして継体は雄大迹天皇の配下にある、と考えています。

6 おわりに

以上に述べてきたことの背景にあること。それは、つまり、書紀では、継体が近畿の偉大な統率者であったことをアピールするため、九州王朝の天皇の事跡を、特記すべき事項がなかった継体の事跡として盗用したのだと思います。

それは、継体が今までの近畿王朝の本流ではない系統であることから、継体を始祖とする子孫たち、たとえば安閑、欽明天皇にとって、継体を輝かしい存在に仕立て上げることが、どうしても必要であったのだらうと思います。

ともかく、全体を眺めたとき、この「磐井の乱」は九州を舞台にした話であり、しかも『失われた九州王朝』で古田先生が記述されたとおり、「日本の天皇」は、「日出づる処の天子」を自称する九州のタリシホコにつながるものであり、書紀が磐井の乱を継体の事跡に盗用したことを傍証していると考えます。

原稿募集

会員の「ひろば」を設けたいと思います。投稿をお願いします。

エッセー、紀行文、各地の遺蹟・探方記事、書物の感想など何でも結構です。

また、古代史の研究の「ヒント」なる事項などは大歓迎です。

前号に引き続いて、故林俊彦代表の論集を掲載します。

草薙劍異説

名古屋市 林 俊彦

(一)

私は昨年末から今年にかけて、何度か例会上で草薙劍に関する私見を発表してきましたが、それを整理したものを数回に分けて掲載させていただきます。

1、古田説と草薙劍

古田先生が東海地方のことを話題にして下さることは少ないのですが、それでも倭建命と草薙劍については何度も触れてこられ、5月の講演会（※平成8（1996）年で開催した名古屋講演会）でも拝聴することができました。

その主張されるところは『日本書紀を批判する』によく整理されていますので、以下に引用しておきます。

(三) 次は、草薙劍説話。ここにも不審がある。

- ① 「三種の神器」(宝物)の一つである草薙劍を、姨の倭姫命が「東征」のために“貸し与える”のは、不自然である。
- ② 倭建命の死後、伊勢神宮に“返却”した形跡がない。
- ③ 草薙劍を御神体とする熱田神宮のそばに「日部(くさべ)」の地名がある(『和名抄』)。また「日柳(くさなぎ)」「日鼻(くさばな)」の姓にも見られるように、太陽を「くさ」と呼ぶ言語が存在した痕跡がある。
- ④ したがって「草薙」も本来「日那城」であり、太陽祭祀の「日部」にまつわる神劍、いわゆる「太陽神のもつ劍」だったのではないと思われる(「那」は港の地。「城」は要害。「なぎ」は“港の要害の地”であろう)。
- ⑤ 以上のような、本来の御神体であったものを、記・紀が倭建説話の中に“活用”し、“草をなぎはらったから、草薙劍”“草を焼きはらったから、焼津”といった「俗解」に依拠した「盗用」を行な

ったもの、と見られる(「焼」は“八城”で、多くの要害の意か)。

- (四) 宮簀姫(美夜受比売)の「兄」は建稲種命である(名古屋市の氷上姉子神社の祭神)。この神名は“稲種をもたらした武神”を示す弥生の神である。したがってその「妹」(通例は“恋人”の意)である宮簀姫も、弥生の神だ。

古墳時代(四世紀)の倭建命とは、「時間帯」を異にしている。

したがってここでも、名古屋平野を中心とし、北に伊吹山、西に能煩野(のぼの)、東に熱田神宮、南に海、それらを舞台にした、原、現地伝承があり、その主人公は建稲種命であった。

その原伝承を換骨奪胎し、倭建命説話のフィナーレとして「盗用」したもの、と思われる。

(『日本書紀を批判する』92～94頁)

2、いくつかの疑問

古田先生の鋭い着想と厳密な論理展開はいつも私たちを楽しませてくれます。

倭建命と草薙劍をめぐる先生の主張にも実に学ぶところが多くあります。

特に「草薙」を「日那城」とし、字面にとらわれず解釈することを指摘されたのは重要です。私は以前から日本各地の古い地名にやたらと「草」のつくものが多いことに疑問を感じていました。

およそ地名とは他と区別しその場所を特徴づける符丁であるはずですが、古代の地勢を考えると「草」の語は不適當としか思えません。

記紀だけ見ても日下はもちろん名草、深草など「くさ」のつく地名が出てきますし、愛知県内でも大草、長草、草木など容易に採集できます。これら意味不明の語群が、「くさ＝日」となれば俄然生き生きとしたものになります。

ただその後の先生の論理展開には、単純には承如しかねる部分もありますので、僭越ながら私の不審点を列記してみます。

- ① 草薙劍は八岐大蛇退治(出雲)、天孫降臨(北九州)説話でも登場し、神代からの天皇家の歴史をつらぬき全国で活躍した聖劍として演出されています。結局「三種の神器」にまで昇格する草薙劍の秘密を先生はまだ完全に解き明かしたとは言えません。「くさ」の地名

は全国に広く分布していますし、草薙剣がもともとも熱田の地にあったとされる先生の論拠をもっとはつきりさせてほしいものです。

② 「安易な命名」は有りうることです。草薙剣は最初「都牟刈の大刀」でした(『古事記』上巻 須佐之男の大蛇退治條)。「ツム」とは頭、「ツムガリ」とは「首狩り」と考えられます。名もない農夫が野良仕事のついでに草を刈ったから「クサナギ剣」としたら笑止の限りです。しかし一国の皇太子(記紀の上で)の絶体絶命の火難を救ったとあれば不当とは言えないでしょう。

③ 先生は倭姫命が倭建命に草薙剣を「貸し与えた」点にこだわって見えますが、記紀には一切「貸し与えた」とは書かれていません。従って伊勢神宮に返却する義務は生じません。史料引用は厳密にすべきです。

④ 確かに『和名抄』に「愛智郡日部(私はクサカベと読みます)郷」は登場しますが現在のどの地域にあたるか不明のままです。本当に熱田の近くだったかも判明していません。また「中島郡日部郷」もあり、こちらは現在も稲沢市に日下部の地名を残しています。

もちろん自由な時間を得た先生の今後の研究で、こんな疑念など吹き飛ばしてくれるでしょうが、私なりにいくつか着想を得ることができましたので、次回より述べさせていただきます。

(初出:「東海の古代」8号、1996(平成8)年7月)

(二)

はたして古田先生が提起されるように、古代において日を「クサ」と呼ぶ語法ないしはその語を使う集団は本当に存在していたのでしょうか。古田先生はこれを『倭名抄』や電話帳など、後代史料から推理していますが、この間、海を考えるには、やはり『古事記』『日本書紀』の関連する用例全体の幅広い検証が欠かせない作業となるでしょう。

「クサ」と読まれている語句、「クサ」と読める語句を徹底して拾い出すという基本作業を試してみたところ、その半分以上は「イクサ」の語

群でした。軍、將軍、官軍、…。

イクサの語源についてもクサと関連があると私は思うのですが、後にまわします。

1、クサ=神(1) 草の女神

次に海を生む。次に川を生む。次に山を生む。次に木の祖くくのち句のち句のち迺馳を生む。次に草の祖のつち草野姫を生む。亦是野槌のつちと名く。(※下線は筆者)

既にしてイザナギノミコト・イザナミノミコト、共に議りて曰はく、「吾巳に大八州國および山川草木を生めり。何ぞ天下の主者を生まざらむ」とのたまふ。是に、共に日の神を生みまつります。

(『日本書紀』神代上、第5段條)

この速秋津日子、速秋津比賣の二はしらの神、河海によりて持ち別けて、生める神の名は、沫那藝神、次に沫那美神、次に類那藝神、類那美神、次に天之水分神、次に国之水分神、次に天之久比奢母智神、次に國之久比奢母智神。沫那藝神より国之久比奢母智神まで、并せて八神。

次に風の神、名は志那都比古神を生み、次に木の神、名は久久能智神を生み、次に山の神、名は大山津見神かやのひめを生み、次に野の神、名は鹿屋野比賣神志那都比古神より野を生み。亦の名は野椎神のつちと謂ふ。椎まで、并せて四神。

この大山津見神、野椎神の二はしらの神、山野に因りて持ち別けて、生める神の名は、天之狭土神、次に國之狭土神、次に天之狭霧神、國之狭霧神、次に天之閻戸神、次に國之閻戸神、次に大戸惑子神、次に大戸惑女神。天之閻戸神より大戸惑女神まで、并せて八神。

(『古事記』上巻、神々の生成條)

「クサ=日」ならば、当然太陽神「クサ神様」でもいたはずと思っていたところ、いきなり本命「草野姫」が見つかりました。

ところが「草=カヤ」だと言うのです(古事記では鹿屋野比賣)。愛知県の甚目寺の萱津神社に今も鹿屋野比賣(現地ではカヤヌヒメ)が祀られています。この神を主神とする神社は全国でもここだけのようです。8月21日には「つけ物祭」が終日盛大に行われます。

たしかに「日」と「草」を同音で表わすほうが不思議なことです。すると、古代においては「カヤ」は草の総称として使われていたのでしょうか。しかし記紀の用例全体ではタサの使用が圧倒的であり、カヤが単純に植物としての草を指し、クサは抽象的な意味も付加される(若

草の妻、弱草の吾が夫) 傾向があるものの、クサとカヤの語は混用されており峻別は困難です。古伝承の語がそのまま残されているか、記紀の編集者が8世紀段階の常識で書き直していないかも考慮する必要があります。

また草野姫(別名野稚)と大山津見神がセットで登場していることも注目されます。草の神はまた野の神でもあって、山の神と共にこの日本を統治していた時期があったものと読み取れます。すでに記紀には山の神が多数列記されていることは周知のことですが、野の神も少なからず記録されています。豊雲野神、小豆島(亦の名は大野手比売)、野雷、熊野久須毘命……。しかし大国主命、ニニギノミコト達は山の神とのみ姻戚関係を熱心につくっていききました。それが支配の必須条件だったのでしょいか。

2、クサ=神(2) 山川草木の神々

(大己貴神) 日はく、「夫れ葦原中国は、本より荒芒あらびたり。磐石草木い はくさきに至いたるまでに、威ことごとくに能く強暴よ あしる。然れども吾巳われずでに摧くだき伏せて、和順まっろはずといふこと莫し」とのたまふ。(『日本書紀』神代上、第八段條)

(高皇産靈尊) 遂に皇孫天津彦彦瓊瓊杵尊を立てて、葦原中国の主とせむと欲す。然も彼の地に、多に螢火の光く神、及び蠅声す邪しき神有り。復草木威に能く言語有り。—中略—
二の神(経津主神、武甕槌神)、遂に邪神及び草木石の類を誅つみなひて、皆巳すでに平けぬ。

(『日本書紀』神代下、第九段條)
原たずねみれば夫れ、邦を建てし神とは、天地割け判れし代、草木言ものがたり語せし時に、自天降來りまして、国家を造り立てし神なり。

(『日本書紀』欽明紀、十六年二月條)

古代の覇者は絶えず草木と戦ってきたようです。これが古代官僚の下手なメルヘンでないとすれば、悠久の昔に、草木に象徴される何らかの勢力の抵抗が激しく悩まされたことの反映であると言えるでしょう。クサは時に神に例えて持ち上げられ、時に草木のごとく踏みつけられる存在だったのではないのでしょうか。

3、クサ=ヒト

ここに伊邪那岐命、その桃子もものみに告りたまひしく、「汝、吾を助けしが如く、葦原中国にあらゆる現うつしき

青人草あおひとくさの、苦しき瀬うれに落ちて患なやひ惚む時、助くべし。」と告りて、—中略—

伊邪那美命言ひしく、「愛うつくしき我が汝夫の命、かく為せば、汝の國の人草いまし、一日に千頭ひとくさ絞ちり殺さむ。」といひき。(『古事記』上卷、黄泉の国條)

夫の大己貴命と、少彦名命と、力を戮あはせ心を一にして、天下あめのしたを經營つくる。復顯見蒼またうつしきあおひとくさ生けもの及び畜産の爲は、其の病おさを療むる方を定む。

(『日本書紀』神代上、第八段條)

この他にも、「ヒトクサ」は神代を中心にしばしば登場します。そして神功紀の人民との表記を最後に消えていき、国民、人民は「オホミタカラ」との表記に一変します。これは何を意味するのでしょうか。

草の如く扱われる人々がいたことの反映とは言えないのでしょうか。

今号の通信で紹介した『日本の古代』10山人の生業」で「薙ぐ」とは焼畑、野焼きを意味し、草薙、畑薙、アラナギ等の地名も富山、石川、福井の各県に見られるそうです。

草薙剣の語源もそこに落ち着くかも知れません。火難にあう日本武尊の説話も焼畑、野焼きの文化の上に成立した話の可能性もあります。

しかしなお「クサ=日」の仮説の検証を進めることにします。

今回は地名のクサを中心に考えます。

(初出:「東海の古代」9号、1996(平成8)年8月)

(※ 参考文献)

『日本書紀を批判する』: 古田武彦・渋谷雅男共著、新泉社発行

『日本書紀』: 坂本太郎等校注、日本古典文学大系、岩波書店発行

『古事記』: 倉野憲司校注、岩波文庫、岩波書店発行

12月例会報告

○ 「古代逸年号文献解説 1 『二中歴』」について

報告者: 瀬戸市 林 伸禧

『二中歴』に関する文献から、次のように説

明された。

- ① 解説書により、成立時期、古写本・活字（翻刻）本の留意点を説明。
- ② 年代歴に登載されている大宝以前の年号群（古代逸年号）についての認識時期・留意点、及び年代歴の原拠本について説明。
また、末尾一行に「欠字」の箇所があるが、その「欠字」についての諸説を紹介。
- ③ 『二中歴』についての所功説を批判。

なお、加藤勝美氏から、次のような意見が寄せられました。

古写本での「兄弟六（一）年 戊寅」では異説の「兄弟一年 戊寅」が正しいとされたが、「兄弟六年 戊寅」にされたのは何らかの意味があるのではないか。

「継体五年 元丁酉」から「法清四年 元甲戌」までの8年号は、元年干支として明示され、干支が記載されているが、「法清」年号の次の「兄弟」年号からは「元」の字が省略されて干支のみが記載されている。「元年干支」と明示できない事情があったのではないか。

「兄弟」年号から、一時期二年号（二王朝）並立も考え得る。「兄弟六年 戊寅」と「兄弟一年 戊寅」+「藏和五年 己卯」と。

よって、それ以降は、元年干支として「元」を記載するのに抵抗があったのではないか。

- 「特別史跡 高松塚古墳の調査」について
報告者：東大阪市 横田幸男

古田史学の会の十二月例会で竹村順弘氏から報告があった内容を、文化庁の内部事情を含めて紹介された。

- 「第4回古代史セミナー」について
報告者：岐阜市 竹内強

平成19年11月10・11日に開催されたセミナーでの古田武彦先生の講演の要旨を大下隆司氏作成の報告メモにより報告された。

- ① 古事記・日本書紀の歴史批判
- ② 委奴国王金印

- その他

岡田涼子氏から11月例会に発表された「磐井の乱はなかった 5（発表者石田敬一氏）」

について、次のような疑問点等を提起された。

疑問点については、次回の例会で石田敬一氏から回答されることとなった。

- ① 磐井は、当時の王者と対等の実力者で、磐井が反抗したのではなく、王者の方から仕掛けられたのではないか。
- ② 岩戸山古墳は磐井の墓だろうか。
- ③ 筑紫君磐井と筑紫君サチヤマを関連づけるのはどうか。それぞれの筑紫君の意味は違うのではないか。サチヤマの筑紫君は、辱める意味で使っているのではないか。
- ④ 石人石馬の壊れ方は恨みを込めたものではないか。

1月例会に参加を

日時：1月13日（日）午後1時半～5時

場所：名古屋市市政資料館 第1集会室

名古屋市東区白壁1丁目3番地

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容（無料）
- ・ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下駐車場：南隣、有料（30分170円）
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料（40分200円）

参加料：500円（会員無料）

今後の予定

2月例会：2月10日（日）名古屋市市政資料館

3月例会：3月9日（日）名古屋市市政資料館

例会は原則として毎月第2日曜日です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合はなるべく16部用意願います。